

人愛 幸せを求めて ⑫

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

障害者の人権

バリアフリーについて考えてみましょう

安心して暮らせるまちとは、どんなまちでしょう。

建物や道路に段差や障害物などの障壁（バリア）がなく、不便を感じることなく交通機関を利用でき、誰もが普通に生活できるまち。

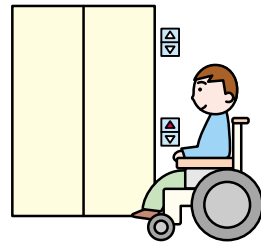
これは、障害者や高齢者にとって、安心して暮らせるまちの一つといえます。

そういったバリアを取り除き、暮らしやすい環境をつくることをバリアフリーといいます。

市では、平成15（2003）年に「三原市交通バリアフリー基本構想」を策定し、JR三原駅へのエレベーターの設置や市営バスのノンステップバスの導入など、公共施設や空間のバリアフリー化を進めています。

バリアフリーは、段差や障害

物などを取り除くだけではなく、講演会や演劇などにおいて、字幕や手話通訳で表示したり、音声ガイドによって説明したりするなど、取り組みがされつつあります。また福祉講演会や学習講座などをとおして障害者を理解し、こころのバリアを取り除いていくことも重要です。



バリアフリーを進めていくことは、障害者や高齢者のためだけでなく、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりにつながります。

すべての人々がお互いの人権を尊重しあう、豊かな社会を実現しましょう。

（人権啓発広報編集委員会）

人権標語

（小学4年生の作品）

みのがすな いつも近くにある差別

おまじ話にぞ用也!!



11

消費生活相談

最近、市内で多種多様な架空請求が横行しています。ご注意ください！

《相談内容》

突然、「総合消費料金未納分訴訟最終通告書、法務局認定法人民事訴訟管理機構」などと書かれたハガキが届きました。自分には覚えがありませんが、どうすればよいのでしょうか。

《アドバイス》

身に覚えがなければ支払う必要はないので、無視し、不安であれば、警察にも相談しておくとういでしょう。

最近、架空請求の文書の内容や文面も多種多様になっています。よく見ると、法律用語のような言いまわしを使っているものの、具体的に何の訴訟なのかよく分かりません。慌てて電話などをすると、あなたの住所や電話番号などの個人情報聞きだし、口座

訴訟などと書かれたハガキが届いた

にお金を振り込ませようとしてます。また、その情報を使って、しつような督促や新たな悪質商法に巻き込まれることにもなりかねません。

裁判所からの「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」は、「特別送達」という特別な郵便で送付され、郵便職員による手渡し原則になっています。ハガキなどのように、郵便受けに投げ込まれることはありません。

市では、架空請求による相談が年々増えています。突然のハガキや、脅すような文言や内容で不安になっても、一人で判断せず、まずは家族や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費生活相談室

☎08448676410

とき 土・日曜日、祝日を
除く 月・金曜日
10時～16時
ところ 市役所本庁（5階）

今月の消費生活巡回相談
17日（金）10時～12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎08448676072
☎0844864103